

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第7条第1項に規定する説明書類

第1 府令第6条第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当金庫は、中小企業金融円滑化法第6条に基づいて、「金融円滑化のための基本方針」を以下のとおり定め、既に本年1月当金庫のホームページにて公表しております。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の法人・個人事業主の皆様及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づいて、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

- (1) 当金庫は、協同組織の地域金融機関として、地域の法人・個人事業主の皆様および個人のお客様へ安定して資金をご供給致します。
- (2) 当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のような態勢整備を図っております。

- 金融円滑化管理の実効性を確保するため、「金融円滑化管理方針」及び「金融円滑化管理規程」を制定し、金融円滑化に係る最高意思決定機関を理事会と定め、統括管理者として「金融円滑化管理責任者」を置きました。
- 各営業店の融資窓口に、ご相談コーナーを設置しました。
- 与信取引に関する説明を適切かつ十分に行うため、「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程」および「与信取引に関する説明マニュアル」を制定しております。
- お客様の経営改善を支援するため、融資部に経営支援課を設置しております。
- 与信取引に関する問い合わせ、相談、要望、苦情等へ対応するため、融資部内に相談窓口（ホットライン）を設置しております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れをされているお客様より、貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

## 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当金庫は、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するため、次の体制を整備致しました。

- (1) 金融円滑化管理に係る最終意思決定機関を理事会と定め、「金融円滑化管理方針」を定めました。
- (2) 常勤理事会は、金融円滑化管理方針に基づいて「金融円滑化管理規程」を制定し、当金庫における適切な金融円滑化管理を行います。
- (3) 当金庫は、金融円滑化管理全般を統括する部門を融資部と定め、融資担当理事を「金融円滑化管理責任者」と定めました。
- (4) 金融円滑化管理責任者は、定期的に全営業店から金融円滑化管理の状況についての報告を求め、理事会等に対して報告を行います。
- (5) 当金庫は、適切な金融円滑化管理を確保するため、当金庫の各部門と連携を図りながら、真摯に取り組んでおります。

## 第3 府令第6条第1項第3号に規定する第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

当金庫は、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談に適切に対応するため、次の体制を整備致しました。

- (1) 与信取引に関する問い合わせ、相談、要望、苦情等につきましては、各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」にて真摯に対応させていただきます。
- (2) また、融資部内に次の相談窓口（ホットライン）を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ窓口	
名 称	宮崎信用金庫 お客様相談窓口
住 所	〒880-8604 宮崎市橋通東2丁目4番1号
電話番号	0985-22-5274（直通）
受付時間	平日9時～17時
担 当 者	融資部（岡田、小田原、斎藤、伊集院）

## 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当金庫は、金融円滑化法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業について、改善又は再生のための支援を適切に行うため、次の対応を整備しております。

- (1) 当金庫は、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程に基づき、「金融円滑化マニュアル」を別途制定し、その第5条においてきめ細かい支援に取り組むことを定めております。
- (2) 特に、お客さまの経営改善支援につきましては、平成15年4月より経営支援課を設置し、真摯に取り組んでおります。

**第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1のとおり）**

**第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表2のとおり）**

(別表1)

金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件、百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	12	19	61	582
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	5	7	30	445
うち、実行に係る貸付債権	0	0	23	388
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	5	7	6	55
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	1	2
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	7	12	31	136
うち、実行に係る貸付債権	6	9	24	106
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	1	3	7	30
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:件、百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたこと	0	0	4	85
うち、実行に係る貸付債権	0	0	3	48
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	1	37
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0

(別表2)

金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件、百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1	4	4	25
うち、実行に係る貸付債権	0	0	3	21
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	1	4	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	1	4